

## 1. 当座貸越の利用

- (1) 株式会社広島銀行（以下「銀行」といいます。）とのカードローン契約書（以下「ローン契約」といいます。）にもとづく当座貸越取引は、返済用預金口座（以下「返済指定口座」といいます。）の残高がない場合（総合口座取引の場合は、総合口座取引規定による当座貸越の極度額に達している場合）に利用できます。
- (2) 返済指定口座について、払戻しの請求または各種料金等の自動支払の請求があり、前項に該当する場合は、当座貸越として自動的に貸出し、普通預金に入金のうえ、払戻しまたは自動支払します。
- (3) ローン契約にもとづく当座貸越は、前記銀行の取引店のほか銀行本支店のどこの店舗でも利用することができます。
- (4) ローン契約による貸越金がある場合に、総合口座による貸越金の担保となる定期預金の預入れ（追加料金を含みます。）があったときは、その貸越金は総合口座の当座貸越極度額または極度額の増加の範囲内で総合口座取引規定による貸越金として取扱います。
- (5) 総合口座による貸越金の担保となっている定期預金が解約されたことにより、貸越金残高が総合口座取引の当座貸越極度額をこえた場合、こえた金額は、ローン契約第3条第1項の貸越極度額の範囲内で、ローン契約による貸越金として取扱います。この場合、ローン契約第3条第1項の貸越極度額をこえる金額があるときはその金額を直ちにお支払いください。

## 2. 返済方法

- (1) ローン契約にもとづく貸越金の残高がある場合には、返済指定口座に受入れ、または振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金から除きます。）は、貸越金の残高に達するまで、自動的に返済指定口座から引落とし、貸越金の返済にあてます。なお、総合口座取引による貸越金がある場合は、ローン契約による貸越金から先に返済にあてます。
- (2) 銀行はローン契約第3条第1項に規定する貸越極度額をこえて、貸越をした場合において、返済指定口座に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金から除きます。）があるときは、貸越極度額をこえる額につき、各種料金等の支払いに優先してこの返済をあてます。

## 3. 通帳の表示

- (1) 第1条第1項ならびに第2項の場合、通帳の支払欄には、当座貸越の貸越額と普通預金の払戻額（総合口座取引の当座貸越を利用した払戻金を含みます。）は、合計して表示します。
- (2) 第2条第1項の場合、通帳には普通預金の支払いの記帳および当座貸越の返済の記帳を省略します。
- (3) 通帳の残高欄には、貸越金残高（総合口座取引による貸越金がある場合は、その貸越金残高との合計額）または預金残高のいずれかを表示します。

## 4. 利息の支払方法

ローン契約にもとづく、貸越金の利息、損害金の支払い方法については、返済指定口座から自動的に引落とし、または貸越金に組み入れます。

## 5. 解約等

- (1) 当座貸越取引終了後において、当座貸越借入元金、利息金および損害金債務が残存する場合には、返済指定口座に受入または振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金が

ら除きます。)は債務完済に至るまで自動的に引落しのうえ返済にあてます。

(2)返済指定口座を解約する場合には、通帳およびカードを銀行に提出してください。この場合、この当座貸越取引は当然に終了するものとします。

## **6. 規定の変更**

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## **7. その他**

第1条第2項、第2条、第4条、第5条第1項の場合は、通帳および払戻請求書なしで取り扱うものとします。